

福島県生活習慣病検診等管理指導協議会設置要綱

(目 的)

第1 がん、脳卒中、心臓病等の生活習慣病の動向を把握し、また、市町村、医療保険者及び検診実施機関に対し、検診の実施方法や精度管理のあり方等について、専門的な見地から適切な指導を行うため、福島県生活習慣病検診等管理指導協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(組 織)

第2 協議会は、次の7部会で組織する。

- (1) 循環器疾患等部会
- (2) 胃がん部会
- (3) 子宮がん部会
- (4) 肺がん部会
- (5) 乳がん部会
- (6) 大腸がん部会
- (7) 糖尿病部会

(部会構成)

第3 部会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから知事が委嘱または指名する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保健医療関係者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 健康診査に係わる専門家
- (5) その他知事が必要と認める者

(任 期)

第4 部会の委員の任期は、2年以内とする。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部会長等)

第5 部会に部会長を置く。

- 2 部会長は、部会に属する委員の互選により選出する。
- 3 部会長は、部会を代表し、会務を総理する。
- 4 部会長に事故ある時は、あらかじめ部会長が指名する委員がその職務を代理する。

(会 議)

第6 部会の会議は、部会長が招集しその議長となる。

(運 営)

第7 各部会は、健康診査管理指導等事業実施のための指針（平成20年3月31日付け健総発第0331012号厚生労働省健康局総務課長通知）第3に規定する部会の運営事項について審議し、その結果を知事に報告するものとする。

(意見の聴取)

第8 部会長は、必要があると認めるときは委員以外の者を出席させて意見を聞くことができる。

(部会長会議)

第9 知事は、必要があると認めるときは、部会長会議を開催することができる。

(庶務)

第10 協議会の庶務は、保健福祉部健康づくり推進課において処理する。

(雑則)

第11 この要綱に定めるもののほか、部会の運営等に関し必要な事項は、部会長が定めるものとする。

附 則

1 この要綱は、昭和62年9月8日から施行する。

2 部会設置当初の委員の任期は、第4の規定にかかわらず、昭和65年3月31日までとする。

3 福島県健康診査管理指導事業実施要綱(昭和58年1月12日施行)及び福島県成人病検診管理指導協議会設置要綱(昭和58年1月12日施行)は廃止する。

附 則

この要綱は、昭和63年6月22日から施行し、昭和63年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成4年5月6日から施行し、平成4年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成6年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成10年8月12日から施行し、平成10年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成12年8月25日から施行し、平成12年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成14年9月17日から施行し、平成14年9月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年4月1日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月19日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成20年7月29日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成29年3月21日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年9月27日から施行し、令和元年4月1日から適用する。